
資料・研究ノート

タイ南部国境県問題とマレー・ムスリム統合政策

橋 本 卓*

The Problems in the Southern Border Provinces of Thailand and the Integration Policy toward the Malay-Muslims

Takashi HASHIMOTO*

The Malay-Muslims in Thailand are concentrated in four provinces bordering on Malaysia, the mother country of their cultural, religious, and ethnic sentiments. For this reason, they have a closer identity with the Malay-speaking people in Malaysia than with Thais, and for many years they have been frustrated with Thai rule. Their discontent has appeared in various forms throughout history: for instance, as rebellions and protests in former times, and as extreme separatist activities in recent years.

The problems in the southern border provinces stem not only from these factors, however, but from other, more complicated factors operating in the area. This paper examines some of those factors that are intricately related with the political, economic and external background to the problems, by analyzing the government's integration policy

toward the Malay-Muslims and the problems associated with it.

There are four major points in the government's integration efforts: the improvement of the regional administrative system and process; the protection and control of religion; the reorganization of traditional education and the promotion of linguistic education; and economic development. In official eyes, these programs have been going forward successfully, particularly in the past decade. Some Muslim leaders, however, feel that no progress has been made with the problems of political and economic inequality at various levels and of the penetration of the government into religious and cultural affairs; and they consider that they need some form of political autonomy to solve these problems.

は じ め に

タイ国内のムスリム人口は約4%である。ムスリムの分布は39県におよび、南部にその多くが居住している。なかでもマレーシアと

国境を接する「南部国境県」(changwat chai daen phak tai: 以下国境県)¹⁾と呼ばれる4県、すなわちパタニー、ヤラー、ナラティワート、サトゥーンの各県(図1参照)ではムスリムは、それぞれ人口の60-80%を占めて

* 北九州大学法学部; School of Laws, Kitakyusyu University, 4-2-1 Kitagata, Kokura-Minami-ku, Kitakyusyu 802, Japan

1) 以前は「南部4県」(si changwat phak tai)と呼ばれていたが、この言葉は分離意識を助長するというので、サリット時代の1963年に変更

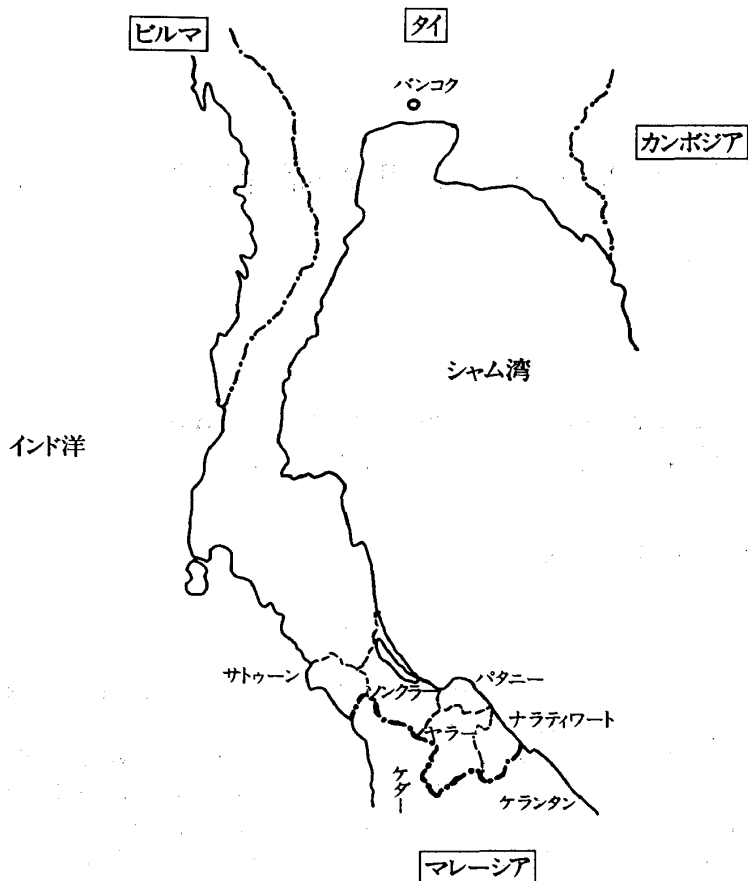


図1 南部国境県地域周辺図

表1 地域別モスク数およびムスリム人口

地 域	モスク数	モ ス ク 所在県数 ¹⁾	ムスリム 人 口	地 域 別 割 合
南 部				
国 境 県	1,089	4/4	977,392	51.1%
そ の 他	676	9/10	469,374	24.5%
中 部	380	20/33	460,204	24.0%
北 部	15	4/9	7,065	0.4%
東 北 部	2	2/17	²⁾	—
合 計	2,162	39/73	1,914,035 ³⁾	100%

出所：Thailand [1980:306-307] よりまとめた。

注：1)各地域全県数のうちのモスク所在県数。

2)コーンケン県およびコーラート県であるが、ごくわずかなため資料にも数字はない。

3)資料における合計は1,901,934人であるが、各県のムスリム人口を合計するとこの数字になる。

いる(表1および2参照)。

本稿は、この国境県地域のムスリム住民に対するタイ政府の「統合」(kan phasom phasan)政策とそれをめぐるさまざまな複雑な「問題」(panha),いわゆる「南部国境県問題」(以下国境県問題)を、サリットによる国家開発政策が本格的に開始された1960年以降に焦点をあて、内外の政治・経済状況の変化を考慮しつつ考察していくことを目的としている。

国境県は従来首都バンコクから1,000キロ以上もはなれた南部の辺境地とみられてきた。しかし同地域は、仏教文化を中心とする大陸部東南アジアの南端であると同時に、島嶼部マレー・イスラーム世界の北端でもあり、それら両文化の接点の位置にある。そしてこの地域に居住するムスリム住民は、宗教、民族、言語、生活様式ともにマレーシア北部と共有しており、マレー・イスラーム文化志向の強いひとびとである。そこで本稿では国境県のムスリム住民をとくにマレー・ムスリムと呼び、タイ社会に同化(kan phasom klom klun)したタイ・ムスリムと区別している。²⁾

↘された[Uthai 1981:13]。通常国境県の範囲は4県であるが、ときに人口比は多くない(ただし絶対数はサトゥーン県より多い)がマレーシアと国境を接するソクラー県をいれて5県としたり、タイ語の普及度も高く、比較的問題の少ないサトゥーン県を除いて3県とすることもある。

2) 従来タイ国内のムスリム全体を「タノ

表2 各県ムスリム人口および人口比

県名	ムスリム人口 (人)	人口比 (%)
① ナラティワート	344,297	77.93
② パタニ	354,031	77.34
③ サトゥーン	114,115	69.24
④ ヤラー	164,949	60.23
⑤ クラビ	78,072	35.68
⑥ ソンクラ	168,560	19.84
⑦ パンガ	32,667	18.67
⑧ プーケット	24,020	17.97
⑨ トラン	50,734	11.88
⑩ ラノーン	9,249	11.05
⑪ パタルン	34,836	8.45
⑫ チャチョンサオ	32,628	6.55
⑬ ノンタブリー	23,707	6.13
⑭ バンコク	312,841	6.07
⑮ ナコーンナーヨック	10,061	5.00
⑯ ナコーンシータマラート	59,790	4.74
⑰ アユタヤ	25,864	4.15
⑱ パトムターニー	13,011	4.01

出所：Thailand [1980: 306-307] よりまとめた。

注：1)ムスリム居住県39県のうち、ムスリム人口比4%以上の県を順に挙げた。

2)地域別では南部国境県①-④、他の南部各県⑤-⑪および⑱、そして他はバンコク周辺の中部各県である。

タイではこれまで、少数民族の同化による統合政策が実施されてきた。しかし、国境県ではそのような政策の実施は大きな困難をとまなう。そのことは、目まぐるしく反乱と討伐がくり返されてきた国境県の歴史が示している。イスラームとマレー文化に執着するマレー・ムスリムにとって、タイ人とその政府による背後に仏教文化の影をやどした少数民族統合政策は、かれらのアイデンティティと精神生活に対して常に大きな脅威をもたらした。

てきたのである。しかし国境県問題は、こうした統合の主要な手段であり宗教・文化にかかわる同化をめぐる問題だけでなく、タイの他の地域と共通する政治・経済的な問題とも深くかかわっているのである。

南部はもともと自然にめぐまれたゆたかな土地であり、鉱物、ゴム、木材など商品価値のある物産が多い。それだけに、そうした資源をうまく利用した開発政策の実施は、本来ならば国境県の経済問題解決のもっとも有効な手段であり、マレー・ムスリム統合にも寄与するものであった。だが実際は、経済開発は一般のムスリム農民に利益をもたらさず、貧困と経済的不平等のなかでかれらは政府への不満をつのらせていく。そしてそれは、開発政策と並行してすすめられた統合政策への不信をより増幅することになるのである。また、1973年の10.14政変以後の民主化による政治的覚醒と権利意識の成長は、ムスリム住民による政治的平等と政治参加への要求を拡大させることになった。分離運動組織の過激な活動が尖鋭化するのもこの時期である。このような政治・経済的要因が、統合政策のもつ同化志向的性格に対する従来からあるマレー・ムスリムの反発を触発することになるのである。

本稿ではこのような南部国境県問題の複雑な状況を把握するために、まず歴史の流れを概観したうえで、政府の各種統合政策とその問題点を整理検討していく。そして、政府のマレー・ムスリム統合政策が、国境県問題の宗教・文化的側面および政治・経済的側面とどのようにかかわっているのかをあきらかにしていきたい。

なお論をすすめるにあたっては、多くの文献や資料を利用しているが、筆者自身が南部国境県において実施した調査の際にえた結果も一部用いていることをここで断っておく。³⁾

ⅴ 「イ・イスラーム」あるいは「タイ・ムスリム」と呼ぶ場合が多かったが、本稿では南部国境県4県を中心に居住するムスリムを「マレー・ムスリム」、その他を「タイ・ムスリム」と呼ぶことにする[Surin 1985: 212-213]。

I 歴史的背景

南部国境県の歴史は、政府の統合政策とマレー・ムスリムによる反乱の歴史であるが、19世紀以後それは2つの大きな流れのなかをゆれ動いてきた。

ひとつはタイ国内の統治の変化であり、いまひとつはそれと深くかかわってきた国際環境の変化である。これら2つの流れのなかで国境県の存在と位置づけもさまざまに変化してきたのである。⁴⁾

(1) 第2次世界大戦まで

アユタヤ時代から現在の国境県地域はタイ領土ではあったが、パタニーを中心に何度も反乱がおこり、そのつど中央の軍隊によって平定されてきた。そして、明確な支配がなされるようになったのは1789年のラーマ1世によるパタニー戦役後である。

その後同地域は畿外有力地方国であるソンクラの管理下における7つの朝貢国 (chethua muang) に改編され、1826年のイギリス・シャム和親条約 (バーネイ条約) でケダ

ー、ケランタン、トレンガヌの南を国境線とし、一応領土が確定することになる。そして1820年代から30年代のケダー討伐、32年のラーマ3世による南部7朝貢国反乱鎮圧にともない多くのムスリム捕虜がバンコクへ送られた。かれらの子孫が現在中部を中心に居住するタイ・ムスリムである。

中央集権国家として本格的な統合問題がおきるのは、1895年のパタニー国主の反乱からであり、翌年には7国に最初の州知事 (khaluang) が派遣されることになった。そして1902年には7国地域統治規則が制定される。テーサーピバーン (州県制度) による地方統治強化により、パタニーでの再度の中央行政官派遣への反対も鎮圧され、1906年にはモントン・パタニー (パタニー州) が設置され、7国行政は中央へ名実ともに統合された。さらに1909年のイギリス・シャム通商航海条約では、ケランタンなど4州とサトゥーンが交換され、現在の領域がほぼ確定されている。

しかしその後も、この地域の住民は中央への反乱を執拗にくり返している。1922年にはパタニーで、徴税および土地貸与拒否運動、翌年には初等義務教育法 (1921年制定) に対する反対などがおきている。これらの動きに対しワチラウット王 (ラーマ6世) は、パタニー州における行政についてとくにムスリムの保護と公平な扱いを指示している [Khachatphai 1976: 318-319]。1932年の立憲革命後は、国境県ムスリム住民もタイ国籍を認められ、自治の要求に拍車をかけることになった。また33年にはモントンが廃止され7国は3県に再編され、現在にいたる地方行政の形態が確立したのである (図2参照)。

こうした一連の動きは国境県にとっても新しい時代の幕あけかと思われた。しかし、1939年からはじまるピブーン政権のラッタ・ニヨム (愛国信条) 運動の一環としてのムスリムに対する極端な同化政策は、かれ

3) 筆者は1983年に合計4カ月間、ナラティワート県を中心に国境県における地方行政と農村開発についての調査をおこなっている。以下調査に関連する部分については、資料引用と区別するために[橋本調査]と付すことにする。なお具体的な調査内容については別の機会に報告することにしたい。

4) 以下の記述については、Khachatphai [1976], Nanthawan [1978], Ratanaphakdi [1966], Surin [1985], Tej [1977] を参照した。なお Surin [1985] は、20世紀にはいつてからの国境県の歴史を次の5つの時期に区分している。1. 1902-22 (統治制度の確立), 2. 1922-45 (自治への動きと同化政策), 3. 1945-57 (宗教政策と反乱), 4. 1957-73 (開発政策による統合), 5. 1973-82 (分離運動と統合政策の変化)。括弧内は内容を中心に筆者がまとめた。なお各期の自治分離運動の指導者の中心は、1・2期が旧王族、3・4期が宗教指導者、5期がニューリーダーである。

らに政府に対する大きな不信感をうえつけ [Ratanaphakdi 1966: 45; Nanthawan 1978: 12], その後の政府の対国境県政策の実施にさまざまなかたちで悪影響をおよぼすことになっただけでなく, 分離運動拡大の大きな原因ともなっているのである。

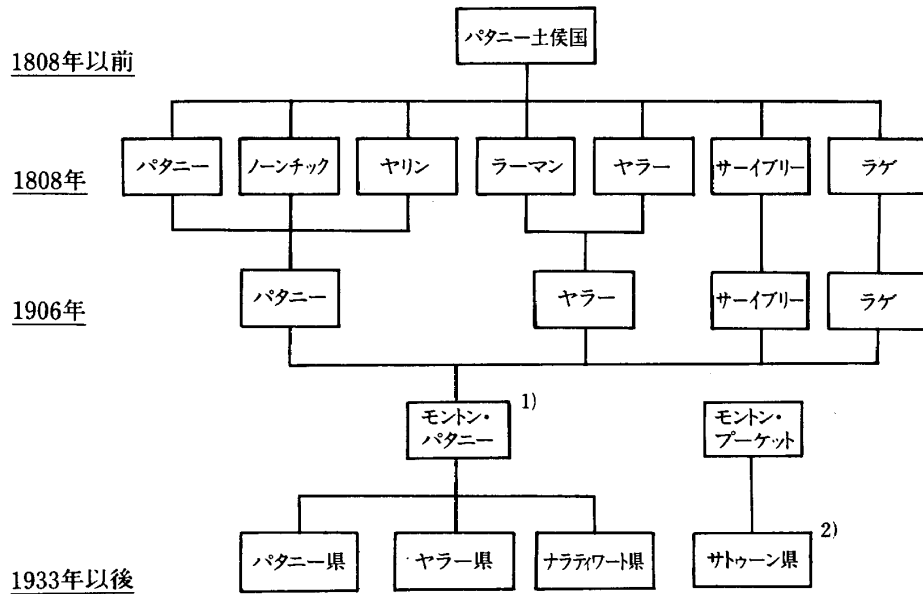


図2 南部国境県行政区分変遷

出所：Saman [1967: 24] の図に一部追加修正。

注：1) 1933年にモントン（州）が廃止された。

2) サトゥーンは、1897年からケダー、ペルリスとともにモントン・サイブリーに属していたが、1909年に英領マラヤに他地域が編入されたので、それ以降モントン・プーケットに属していた。

(2) 戦後から現在

戦中にピブーン政権が倒れてのち、イスラームに関するいくつかの法律・勅令が施行され、同化政策が緩和され、表面的には保護策がとられるようになった。

にもかかわらず、戦中に英領マラヤからタイ領に編入されていた北部マレー4州がふたたび返還される混乱のなか、1947年にはパタニー・イスラーム同盟が当時のタムロン首相に非常に思いきった7項目の要求をおこなっている。⁵⁾ さらに同年、極端な文化的同化政策を実施したピブーンの復帰を懸念したハジ・スロンの反乱、⁶⁾ また48年にはドゥソンジョーの反乱がおこり、政府とムスリム住民との

の関係悪化と分離運動本格化のきざしをみせはじめる。戦後の複雑な国際政治状況のなかで、これらの運動はマレー（ケランタン中心）からの支持をうけるが、期待していた英国の協力はうけられず、翌年には国連へ直接訴えるという手段におよび、問題は国際化することになる。⁷⁾

1949年ピブーン政権が復活するが、もはやこうしたムスリムの国内外での活発な活動が無視できない情勢にあった。そして、ムスリムの権利は旧に復されただけでなく、イスラーム中央委員会やイスラーム専門学校などが設置されていく。しかしこれらは一見イスラーム保護策に見えるが、実際は国家による間接的な宗教統制の一連の流れのなかにあった。

1957年のマレーシアの独立は、ふたたび南

5) 要求の内容は、住民の選挙で選ばれた4県を統治する地方長官の任命、4県の官使の80%をムスリムにすること、小学校でマレー語を教え4県ではタイ語・マレー語両語を公用語とすること、などであった [Nanthawan 1978: 15]。

6) ハジ・スロンの反乱はその後の分離・自治運動に大きな影響を与えた事件であるが、裁判記録 [Ratanaphakdi 1966] によって事件の詳しい経過を知ることができる。

7) その後1951年のサンフランシスコ講和条約を機にマレー自治国建設を訴えている [Ratanaphakdi 1966: 53-55]。

部国境県のマレー・ムスリムを勇気づけることになった。そして、内務省に大学の設置やムスリム官吏採用の請願がなされる。またさらに、60年には各郡に代表 (tuathaen nuai ku chat) を置いた分離主義者組織が反乱寸前に指導者が逮捕されるという事件がおこる。

60年代にはいると、サリットによる国家開発の波が南部にもおよびはじめる。そして経済開発と教育改革に政策の重点がおかれ、入植開拓村 (nikhom sang ton eng),⁸⁾ 初等教育改革, 宗教学校改革, 大学の設置などがおこなわれた。

ところが、60年代後半からはこれらの政策に反対する武力をもちいた過激な活動が開始され、73年の10.14政変以後の分離運動、権利要求運動の急進化につながっていく。こうした動きは、75年の海兵隊員によるムスリム住民殺害事件に端を発したパタニーでの大抗議集会とそれをめぐる一連の事件によって頂点に達する。

その後も、過激分離運動組織の活動は活発化し、各地での爆破事件だけでなく、ドーン・ムアン空港爆破、ヤラーでの国王襲撃事件にまでエスカレートしていく。ここにいたって政府も本腰をいれた国境県問題対策をせまられることになる。⁹⁾

8) サリットによる仏教徒移住策として開始され、1960年以降約10万人が主に東北部より国境県に移住したという [Surin 1985: 229]。そのこととも関連して、国境県各県のムスリム人口比率はここ20年かなり低下してきている。たとえばもともと人口密度が低く入植の多かったサトゥーンでは1960年の82.9%から70年の69.2%になっている [Khachatphai 1976: 46-47]。

9) 1973年の石油危機以後、政府の対国境県政策は対中東政策と密接な関係をもつようになる。中東イスラーム諸国による分離運動支援と石油問題、また70年代後半から増加した中東におけるタイ人出稼ぎ労働者の問題もからんでいたためである。現在でもタイ政府は、中東アラブ諸国の駐タイ大使を国境県に招待し、ムスリム住民の生活の実状と政府の政策について理解をもとめている [Thailand 1986]。

II マレー・ムスリム統合政策

前項でもみてきたように、国境県地域でも当初は他の辺境地域と同様の統合政策が実施されてきた。それは地方行政改革、中央からの官吏派遣であり、また反乱の場合の武力鎮圧であった。しかし同地域の場合、英領マレーとの領土問題だけでなく執拗な反乱のくり返しが、民族・宗教・文化的な問題を政府に徐々に認識させ、政策面での特別な配慮を生ませることになったのである。とくに戦後その傾向が著しい。ここでは国境県のマレー・ムスリム住民に対する統合政策がどのようなかたちで実施されているのかを、それらのもつ問題点とともに検討していくことにする。

(1) 政策の立案と実施

ここ100年来政府はマレー・ムスリムの統合に努めてきたが、ひとつの例外、すなわち1900年前後の国境県地域の中央集権体制への組入れを除いてうまくいっていないといわれる [Thomas 1974: 550]。とくにピブーンの文化的同化政策による、タイ語・タイ服・タイ名の普及、宗教学校閉鎖等はことごとく失敗している。

1960年代中頃から、開発政策の進展にともなう一般住民との接触の拡大から、ようやく問題の性格、すなわち、ムスリムは伝統的な文化を保持することを望み、政府がかれらの宗教、言語、習慣をかえさせることによって同化させることを恐れている、ということを政府官吏も認識しはじめる。

では、そうした認識が政策のかたちでどのようにあらわれてきたのか。具体的な政策を検討するまえに、ここではまず国境県政策の立案と実施をささえる行政組織について整理しておこう。

南部開発については61年に南部開発委員会が設置されている。行政組織としては60年に

内務省地方行政局に行政調整部 (kong prasan ratchakan) が、64年にはヤラーに出先機関として南部国境県行政調整センター (sun prasan ngan pokkhong changwat chaidaeen phak tai) が設置されている。

行政官吏については、63年および66年に国境県に赴任する官吏の任命基準が規定され、イスラーム理解などの条件が明示された。71年から開始された大学へのムスリム子弟の優先入学制度により、その後の卒業生の官吏登用も促進されるようになる。さらに、先にのべた73年以降の同地域における諸情勢変化により、ムスリム官吏の増加と派遣官吏任命基準の厳格化がより一層すすめられていく。¹⁰⁾

国家レベルの組織では、79年前後には、議会に南部国境県問題についての通常委員会および南部国境県3県（パタニー、ヤラー、ナラティワート）問題調査特別委員会が設置され、現地調査をもとに、地域住民の社会・経済的特徴を行政にいかす必要を強調している [Surin 1985: 198]。さらに内務省は、国境県問題を総合的に取り扱う機関の必要性を検討し、治安と一般行政政策を総合的に立案・実施する組織として、81年に南部国境県行政センター (sun amnuai kanborihan changwat chaidaeen phak tai: 略称 So O Bo To) を設置したのである。¹¹⁾ 同センターでは、南部赴

任官吏の訓練、イマーム(イスラーム導師)等イスラーム指導者に対するセミナー、その他数多くのプログラムを立案・実施している。また同センターにはムスリム官吏も多数勤務し、¹²⁾ きめこまかい行政をめざしている。同センターを中心に、現在の国境県行政に関する組織をまとめたものが図3である。この図をみてわかることは、軍および警察関係の関与が大きいことである。国境県においては一般行政も常に治安維持と密接に関係しているためである。

以上政策の立案と実施の中心となる行政組織をみてきた。そこで次に個別の政策を、それぞれ宗教、教育、経済開発にわけて概観していくことにしよう。

(2) 宗教政策

タイは一般には仏教国としての印象が強いが、1932年以降どの憲法においても信仰の自由は保障され、国王も憲法上の資格においてムスリムを擁護している [Khachatphai 1976: 498-500]。法的にも、イスラーム保護の勅令（仏歴2488年イスラームの擁護に関する勅令）が制定されている。さらに、南部国境4県のみに適用される特別法（仏歴2489年パタニー、ナラティワート、ヤラー、サトゥーの各県にイスラーム法を適用する法律）も制定され、イスラーム法がダ・ト・ユティタム（イスラーム裁判官）¹³⁾ によって適用さ

10) 現在の任命基準の内容は、南部国境県行政センターで訓練を受け住民の宗教・文化を理解していること、ムスリムであるかそうでない場合はマレー語ができることが望ましい、その他土地の文化・習慣にそって公平誠実に行動する者、などである [Uthai 1981: 53-54]。

11) 内務省地方行政局の出先機関にすぎなかった南部国境県行政調整センターを改編し、国境県関係各省局の業務をもあわせて総合的に監督・実施する権限をもつ上級行政機関として発足した。担当地域はソクラーを含めた国境5県であり、内務次官補が所長として赴任している。筆者は1983年2月に約1週間、同センターにおいて資料収集と同時に、イスラーム指導者および国境県赴任官吏（警察、医療関係を含む）に対するセミナー訓練を聴講した。

12) 同センター（職員数100人強）におけるムスリム職員の割合は約40%である[橋本調査]。

13) 当初法律では各県裁判所に1名であったが、現在は各2名（計8名）配属され、原告・被告ともにムスリムである場合の家族および相続に関する裁判の審議に加わることになっている。なお法的自治の重要性は、ラーマ5世治世時からすでに認識されており、ムスリムの生活全般にわたって規定しているイスラーム法の適用をめぐるさまざまな措置が講じられてきた。制度化されてからも、「裁判の独立」はハジ・スロンの反乱の大きな争点となるほど重要な意味をもっていた [Surin 1985: 119-141]。

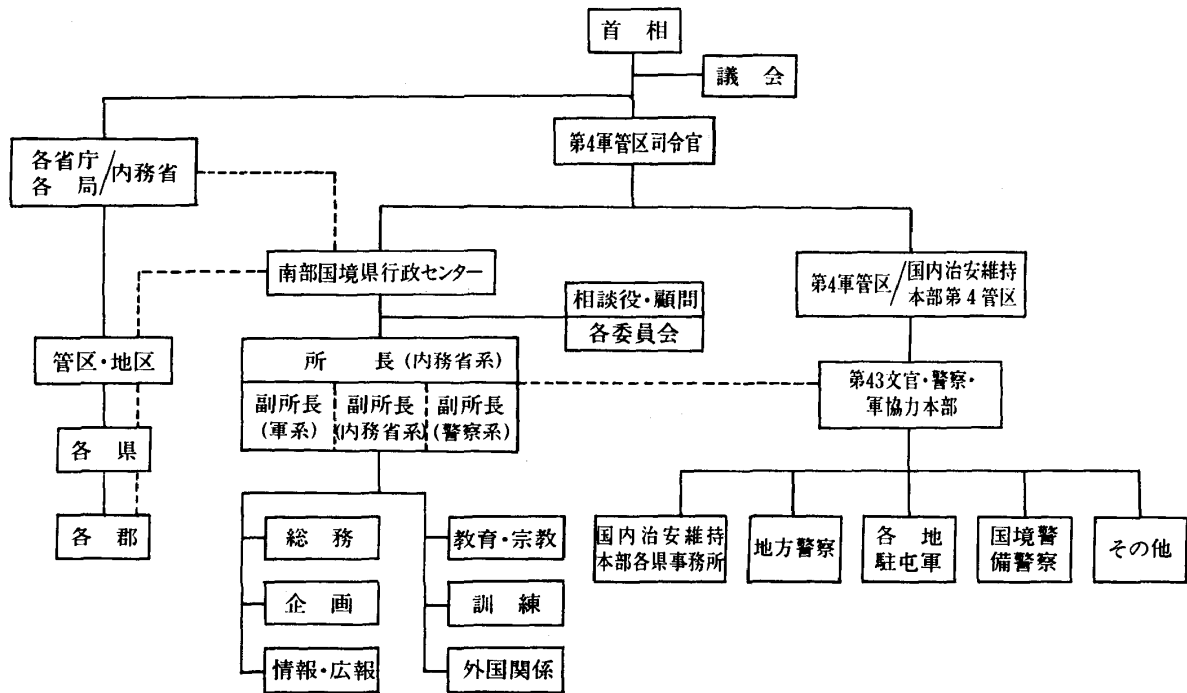


図3 南部国境県行政関係組織
出所：Uthai [1981: 89] の図を修正追加。

れている。

上記勅令の実施規則である、1949年の「タイ国イスラーム中央委員会規則」は、1902年の仏教に関する「サンガ統治法」に比較できるような重要な「規則」であるといわれる[石井 1977:358-359]。そして、この規則の実施により宗教行政の確立、すなわちイスラームの国家管理がはかられたのである。図4はイスラーム管理組織をまとめたものである。管理組織そのものについては、内務省の関与などいくつかの問題が指摘されている[同上書: 360]が、それ以上に重要なことは、国境県のマレー・ムスリムがそのような組織の正当性をどこまで認めているかということである。チュラーラーチャモントリー (chulachamontri) はほとんど中部の出身者であり、単なる政府の代理人にすぎない、という印象が一般には強い。そのうえ、国境県のムスリムのなかには中部のタイ・ムスリムはほんとうのイスラームを理解していないと考え

る者もいる[Surin 1985: 212-213]。全国組織としてのイスラーム管理組織も、ムスリム人口の過半を占めるマレー・ムスリムとの関係にはまだまだ問題を残しているのである。

このようにみえてくると、1977年から相互理解促進策として実施されている、チュラーラーチャモントリー等中央のムスリム知識人の国境県訪問計画 (khongkan thammacharik itsalam)¹⁴⁾ も、宗教集会への大きな参加人数をもって成果があがっているとされる[Thailand 1985: 11]が、それをうのみににはできないようである。

政府のプログラムには、バンコクからのムスリム知識人派遣に加えて、国境県地域のイスラーム指導者（イマーム等）のバンコクへ

14) この計画は、1965年からはじまった北部山地民を仏教徒へ改宗させるための「タンマチャーリック＜法の巡歴＞計画」[石井 1975:255-258]のイスラーム版である。ムスリムのイスラーム理解をより促進するとともに、政府に対する印象をよくするために実施された。

の招待もある。この計画は1977年にはじまり毎年4-500人をいくつかのグループにわけ、南部国境県行政センターの官吏が引率していく。相互理解、ムスリム相互間の交流、政府業務を理解させることなどがその目的であるが、コースには首相および軍幹部訪問、王宮見学、ムスリム経営者の工場見学、チェンマイ旅行などがくみこまれている。もちろん費用はすべて政府もちであり、厚遇されるため参加者の印象も非常によい。¹⁵⁾

イスラーム関係施設への援助もおこなわれている。1960年

にパタニーの中央モスクが政府の援助によって建設されて以来、ヤラー、サトゥーン、ナラティワート各県においても中央モスクが同様に建設されている。1979年にはバンコクにおいてもクロンタンにイスラミックセンターが建設された。さらに、ソクラー大学パタニーキャンパスには、イスラーム研究中央

15) 筆者は1982年にバンコクであるグループの王宮見学などに同行し、参加者にインタビューをおこなった。引率官吏の言によればほんとうの目的は、マレーと比較してタイが経済的に劣っているとみなしているムスリム指導者たちに、バンコクの繁栄ぶりをみせること、そしてかれらが政府にとって重要な存在だという印象を与えること、であるという。

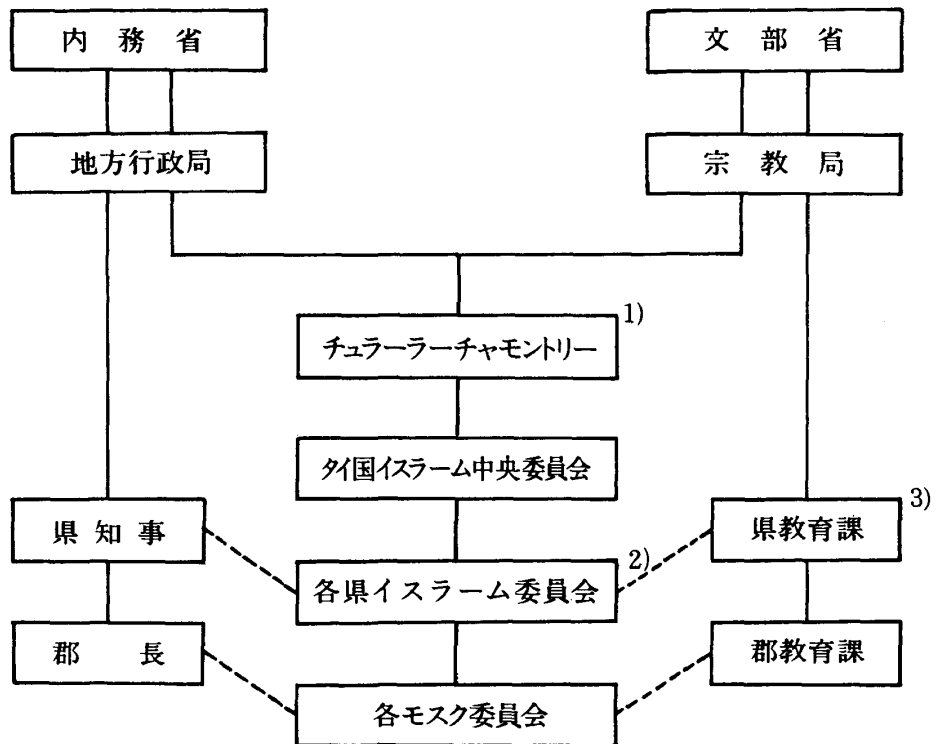


図4 イスラーム管理組織

出所：Khachatphai [1976: 507] の図に一部追加。

注：1) イスラームの最高指導者であり、職務上中央委員会の委員長となる。

2) 各モスクのイマームが選挙によって委員を選び、内務省が任命する。現在26県にあり各県5～20人の委員で構成される。Thailand [1980: 309]。

3) 中等教育以上および私立学校（ボーノを含む）の監督、その他宗教・文化全般を担当。

センターも設置されるなど、多くの援助がなされている。

さて、その他の宗教関連政策には次のようなものがある [Uthai 1981: 34-38]。

a. ムスリム官吏に対するメッカ巡礼のための有給休暇。1966年より120日。

b. メッカ巡礼についての便宜。南部国境県行政センターでのパスポート発行、巡礼旅行団の世話等。

c. イスラーム休日。一般の休日はさまざまな変化をへてサリット時代に土・日に統一されたが、イスラーム祭日は学校も役所も休日となっている。¹⁶⁾

d. コーラン暗唱コンテスト。1961年より

クアラルンプールの大会への代表派遣。

e. 県および各モスク委員会委員のセミナー訓練。

f. 各病院にラマート（礼拝）のための施設を整備。食事についてもイスラーム式を用意。

g. 国王が中心となり、中央マオリット（生誕祭）儀式の推進。

(3) 教育政策

教育政策は宗教とも深く関連し、これまで常に大きな争点になっているが、初等教育義務化以降のマレー・ムスリムによる教育批判の理由は次のような点である。

まず、学校内での仏教儀礼、仏教式のあいさつ (wai khru 等)、教科書の仏教道徳・習慣等の教えに対する反発である。最近ではそれら問題点の多くは改善されてきているが、ムスリムにとってはこれらの点は非常に重要な問題である。また、国境県の小学校教師の過半が仏教徒であるため、¹⁷⁾ ムスリムに対する配慮に欠けることについての不満もある。

次にタイ語の学習、タイ語による授業があげられる。ソクラーおよびサトゥーンにおいてはムスリム子弟もタイ語をほとんど理解できるが、他の3県の場合は村内や家庭内ではほとんどがマレー語方言 (jawi: 以下マレー語とする) を話しているため、タイ語の理

解度が低い場合が多い。¹⁸⁾

政府は当初の同化を目的としたタイ語教育から、現在は、進学・職業機会等あらゆる面におけるムスリムにとっての不利な状況はタイ語の理解力に関係している、ということを経験としてタイ語教育促進を主張する方向へと変化してきている [Sayamrat. December 21, 1982]。ところが、ムスリムの一部には依然としてタイ語学習が宗教的な罪 (bap) につながるとして子弟を小学校へやらない者がいる。¹⁹⁾ これは、宗教・民族的にマレーシアへのアイデンティティが強く、マレー語を失うことが一体感を失うことにつながると考えるためである。このようにマレー語は国境県のムスリムにとっては宗教・民族的な一体性を守るための非常に重要な要素なのである。

さて初等教育以上に問題が複雑なのは、寄宿宗教塾であるポーノ (pono: マレー語ではポンドック)²⁰⁾の文部省管轄の私立イスラーム宗教学校 (rongrian rat son satsana itsalam) への改編である。政府側では教育機関への間接的な管理としてこの問題をとらえるが、ムスリム側はあくまでもポーノを宗教機関の一部としてみているので、宗教への直接的介入と解釈する。

16) 国境県地域における公休日の変化は次のとおりである。1923年（土曜半日および日曜）から（木曜半日および金曜）へ、39年（木半・金）から（土・日）へ、48年（土・日）から（木半・金）へ、63年（木半・金）から（土・日）へ [Kasem 1976: 110-111]。現在ムスリム人口の多い郡の郡役所では、平日には身分証明書関係の係を中心に住民でいっぱいになるが、金曜日だけは開店休業の状態である[橋本調査]。

17) たとえばナラティワート県の場合、ムスリム人口比率が約78%であるのに対し、小学校の仏教教師の比率は約74%である [Thailand 1983: Table 14]。

18) 小学校ではタイ語の授業をある程度理解する子供も、家に帰ればほとんどタイ語を使わない。とくに親の前ではあまり話したがらない。テレビやラジオもほとんどマレーシアの放送を視聴する。ただし町や交通の便利な所に住む者や親が商売をしている者などはタイ語ができるものが目立つ[橋本調査]。

19) ナラティワートのある村では、イマーム等の宗教指導者は子弟を小学校へはいかせていなかった[橋本調査]。

20) ポーノはもともと必要に応じてイスラーム知識人が自由に設置し、各地からイスラームについて学ぼうとする者が集まり、寄宿しながら学ぶ形式をとっていた。私立学校化された現在でもポーノの呼称は一般に使われている。なおポーノについては、Surin [1985: 175-204], Khachat-phai [1976: 196-249], 矢野 [1970: 147-152] を参照されたい。

1961年に制定された文部省規則および66年の内閣決定により、ポーノは文部省への登録が義務づけられ、新設は禁止され、従わないト・クルー（ポーノ校長）を法律で規制することになった。こうしたきびしい規制の結果、71年までには535校のポーノのうち426校が私立学校として登録し、109校が廃校となった [Khachatphai 1976: 230-233]。そして81年には休校中等150校を除くと199校にまで減少している [Manot 1985: 20]。

政府の管理とひきかえに金銭面での補助があるとはいえ、タイ語教育、普通教育などカリキュラムへの大幅な介入は、生徒の負担を増加させ、宗教教育を質量ともに低下させ、宗教教育機関としてのポーノの性格を大きく変化させている。また、ポーノに高度なイスラーム教育を期待できなくなったため、マレーシアや中東への留学生が増加した [Surin 1983: 115-116]。²¹⁾ さらに、政府の介入に反対する一部のト・クルーなど宗教指導者が、政治活動のためにポーノを利用していると見る見方もある [Surin 1985: 179; Prasit 1966: 107]。とはいってもその一方では、私立学校化されたポーノの卒業生は、中学校の卒業資格をえることができるようになり、かぎられているとはいえ大学進学への道も開かれるようになってきたこともたしかである。

この点と関連するのが、国境県4県在住ムスリム学生の高等教育機関優先入学の制度である。1970年より内務省が中心となり、チュラーロンコーン大学、タマサート大学など国立8大学および警察士官学校にそれぞれ6名ないし4名の優先入学枠を設けている。その結果71-81年11年間に469人がそれらの教育機関に入学している。さらに80年からは、推薦

入学割当ての増加がはかられている。その他、高卒後各省の官吏養成専門学校への入学制度などもある [Uthai 1981: 38-42]。そして、これらの大学、専門学校の卒業生の多くは国境県各地で官吏となる者が多い。その場合も優先的採用があるためである。

ムスリム官吏の増加は、官吏・住民間の理解を促し、ムスリムの政治参加を促進するだけでなく、「役人＝仏教徒」の印象を拭い、国境県の治安問題解決にも貢献するものとして期待されている [Thailand n.d.: 1-3]。しかし一方ではムスリム官吏は、ムスリム統合促進のための「変化への先導者」 (tua nam khwam plianp laeng) であり、外国で教育をうけ分離運動を指導するムスリム知識人に対抗する役割もになっているといわれる [Surin and Chaiwat 1984: 38-39]。

優先入学制度それ自体にも問題はある。ひとつは、無試験入学であるため学力およびタイ語能力に問題があり、卒業比率が低いことである [Thailand n.d.: 19-22]。²²⁾ そしてもひとつは、選抜方法の欠陥である。郡長に書類を提出するため、往々にして官吏と関係の深いカムナン、村長など地域の有力者の子弟が選ばれやすいということである。²³⁾ こうしたことからこの制度そのものへの疑問をなげかける者もいる [Ruangyot 1980: 16-17; Surin and Chaiwat 1984: 39-40]。

さて、イスラーム教育の低下と中東への留学増加に対する対策は、国内においてイスラーム高等教育をうける機会をふやすことである。これまで古くはバンコクにイスラーム専

21) 留学先は中東諸国では、エジプト、クウェート、サウジアラビア、リビア、イラクなどであり、それ以外ではマレーシア、インドネシア、インド、パキスタンである [Thailand 1986: 36]。

22) 卒業率は各県出身者によって違うが平均して約70%である。

23) 最近では選抜に試験制度が採用されるようになったが、依然として有力者の子弟が選ばれることが多いようである。郡長が最初から関係の深い有力者に募集の情報提供と出願をすすめることが多いため願書提出自体がかぎられているからである [橋本調査]。

門学校が設置され、またヤラー師範学校にはイスラーム研究科目が設けられていたが、最近になってイスラーム高等教育拡大がはかれるようになってきている。たとえば、1983年ソンクラ大（パタニーキャンパス）に50名のムスリム学生が優先入学し、84年にはイスラーム研究中央センターも設置され、イスラーム研究での学士号が授与されることになった [Chaloem 1982: 26-27]。

このようにイスラーム高等教育機会が拡大されるようになってきているが、それと並行して、初等教育レベルでのタイ語教育強化も同時にすすめられていることをみのがすことはできない [Thailand 1982: 35-36]。タイ語教育が長期的には、イスラーム教育だけでなくムスリム住民の生活全般にわたって深く影響をおよぼすことになるからである。

(4) 経済開発政策

南部の自然はゆたかである。だが国境県では、土地は十分利用されておらず、ほぼ毎年洪水に見舞われ稲の収量は全国平均以下である。農業はゴム栽培が中心であるが、経営規模は全体に小さく中国系商人に流通を握られているため、ゴムの生産者価格も低い。そのうえ価格の上下に左右され収入も不安定である。ゴム価格低下、人口増加、物価高のために、ムスリム住民の大部分を占める農民の生活は一般に考えられているよりきびしい。国境県4県の平均収入は南部平均（全国平均に近い）以下であり、4県の中心であるパタニーは南部14県の最低であり平均の半分ではない [Thanakan haeng prathet thai 1983: Table 6]。

天然ゴム価格は、合成ゴムと競合しているため石油価格の上下に左右され、81年以降下降気味である [ibid.: Table 9]。しかしたとえ価格が上昇しても、小規模生産者にそれほど利益の還元はない。外国の独占資本が価格を

支配し、国内でも一部の大会社が輸出を握っているためである [Klum suksa panha phak tai 1982: 2-3, 21-24]。

さて、こうした状況下にある国境県地域の経済において、60年代から開始された南部開発はどのような影響をおよぼしたのであろうか。

当初南部は、開発の最優先地域であった東北より開発計画の実施は遅れていたが、60年代後半から治安問題が悪化するにつれて、他の地域同様さまざまな経済開発計画が推進されていく。そしてこれまでに、道路を中心とする交通網整備、農村電化プロジェクト、県病院・保健所設置等の医療関係、大規模かんがい計画、ゴム品種転換援助、小規模ゴム生産者保護など、経済・生活環境の整備、収入・生活水準の向上がはかられてきている [Uthai 1981: 48-52]。そして、第5次経済社会開発計画ではこの地域は特別開発地域指定をうけている。

またこうした経済開発計画以外に、国境県では、他の地域以上に多くの特殊な計画も実施されている。そのひとつは、国内治安維持本部など軍関係機関が関与する農村開発計画である。これは心理作戦の一環であり、とくに治安に問題ある地域において実施されている [橋本調査]。第2は、国王による開発計画 (khronkan phraratchadamri) である。これは計画そのものだけでなく、国王が国境県のムスリム住民にも気を配っているという姿勢を示す点に重要な意味がある。²⁴⁾

しかし、こうした経済開発もそれなりの効果はあったとしても、いまのところ根本的な問題解決につながっているとはいえない。ゴ

24) 国王は、ナラティワート県にある離宮 (phratamnak taksin ratchaniwet) に1974年以降毎年滞在し、国境県の各地を訪れ、民情を聞き、医療を施し、開発計画の進捗を視察している [Uthai 1981: 1-5]。

ム流通の独占はなくならず、失業は相変わらず多い。そのため若者でマレーシアへ出稼ぎに出る者や密輸品の運搬に携わる者も多い。²⁵⁾ そしてかれらは、マレーシアの生活水準の高さ（タイと比較して）をみて、より自分たちの貧しさを感じることになる。マレーシアとの一体感が強いだけに、この相対的な貧困感タイ政府に対する不満をかきたてることになる。

国境県の経済問題は、構造的には他の地域の農村問題と同様貧困問題である。しかし、貧困であるということがすぐさま過激な行動につながるものではないとしても、ムスリム住民のもつ貧困感、社会的な状況とあいまって政治的には重要な意味をもってくるのである [Surin and Chaiwat 1984: 118]。

III 南部国境県問題の実態

ここまで、政府の各種政策とその問題点を検討してきた。国境県問題解決と統合への努力はより推進されてきているが、この地域の抱える各種の問題はきわめて複雑にからみあっている。単に宗教・文化にかかわる問題だけでなく、さまざまな政治・経済的な事象も関連してくる。さらにそれらは、ときに国境を越える 이슈ともなる。

(1) 分離運動

分離運動 (khabuankan chon ko kanrai: 略称 Kho Cho Ko)²⁶⁾ はこれまでのタイ政府

25) ナラティワートのある郡では、各村々からマレーシアへ出稼ぎにでる者はかなり多い。稲刈りや建設労働が中心である。収入がかなり高いこと、マレー語が通じるということが出稼ぎの理由であるが、国境を越えるという意識をあまりもっていないようである。ちなみに、出稼ぎ者の7～8割はパスポートを所持せずに越境している〔橋本調査〕。

26) 以前は文字どおり「国土分離運動」(Khabuankan baeng yaek dindaen) と称されていたが、

への反乱の歴史から直接・間接に影響をうけている。しかし、これまでの大部分の反乱が単発的な武力蜂起であるのに対し、現在の分離運動は、政府の同化統合政策反対と南部国境県の分離を唱え継続的な軍事活動をおこなっている。

ただ最近、国境県地域の複雑な状況を反映して、さまざまな組織がこの地域で活動し混同されているので、ムスリム分離運動組織と、活動の目的および性格のことなる他の組織あるいはグループとをまず区別しておかねばならない。他のグループは大きく分けると次の3つにわかれる。

第1は、いわゆるプー・ラーイ (phu rai: 盗賊・山賊) と称されるグループである。かれらは、ときに分離運動組織と関係がある場合もあり、あるいはそのように名のって誘拐身代金奪取をはかったり、富裕商人やゴム園経営者から保護料を取ることもある。そして経済状況の悪化とともに増加する傾向にある。第2は、タイ共産党(略称 Pho ko kho/英略 CPT) 系のグループである。同組織は過去に分離運動組織との協力を働かかけたことがあるが、現在はあまり影響力はない。第3は、マレー系中国人を中心としたマラヤ共産党 (chon chin khomiunit malaya: 略称 Cho kho Mo/英略 CPM) である。マラヤ共産党は、1952年よりヤラー県ベトン郡周辺に本部を置き、マレー側での活動のための根拠地としている。また分離運動組織ともあるときは対立し、またあるときは協力している [Suhrke 1970-71: 539; Surin 1982: 6-8]。

さて、本題である分離運動組織自体も大きくわけて次の3つの組織にわかれている [Surin 1983: 121-123]。

a. PULO (Patani United Liberation

現在は直訳すると「悪事をなす賊の運動」となる。

Organization: パタニー統一解放機構)。²⁷⁾ 1968年に結成された最大の組織であり影響力も大きい。下記の2組織とは協力関係にある。本部はメッカにあり、政治事務局はケランタンに置かれている。タイ・マレーシアの間を離間させるための活動および軍事活動をおこない、もっとも組織的で国内外の活動範囲も広い。また、宗教指導者層だけでなく農村指導者層にも影響力がある。1975年のパタニー事件における抗議集会動員に大きな役割を果たし、77年の国王襲撃も同組織の行動であるとみられている。

b. BNPP (Barisan Nasional Pembebasan Patani/英略 NLFP: パタニー解放民族戦線)。パタニーを根拠地とするもっとも古い組織である。本部はメッカにあるといわれ、国境県問題をアラブ世界に知らせ、中東の大学への留学生派遣に役割をはたしてきた。ケランタンのマラヤイスラーム党と関係がある。仏教徒中心の入植開拓村問題に焦点をあてている。サリット時代から役人や中国系商人から身代金や保護料をとり有力な資金源としてきたが、現在影響力は低下している。

c. BRN (Barisan Revolution Nasional/英略 LFRP: パタニー共和国革命戦線)。ヤラーに根拠地を置くイスラーム社会主義を唱える組織である。知名度は高くない。指導者はマレーシアやインドネシアで教育を受けた者たちである。ムスリム保守層の支持はない。マラヤ共産党との結びつきもある。

以上3つの組織のほか、1975年以降イスラーム原理主義運動の影響をうけた「神の道運動」(Sabilillah Movement) という都市部を中心とした小さな組織があり、80年のドーン・ムアン空港および南部鉄道爆破などに関与したといわれる [Forbes 1982: 1063-1064]。

27) 一般には他の2組織がマレー語の略称で呼ばれることが多いのに対し、この組織は通常英語の略称で呼ばれている。

1980年代にはいって、政治・経済状況の変化、政府側の政策改善、住民の安全向上、官吏のモラル向上等もあり、これらの組織の役割は減少し、一般住民への影響力も低下しているとみられている [Surin 1983: 124]。

こうした変化に大きな影響をおよぼしたのは、南部国境県政策実施体制の一本化である。図3で示したように、治安と国境県行政の権限を第4軍管区司令官が握り、総合的な見地から硬軟両用の政策が積極的に実施されるようになったためである。

80年代前半第4軍管区司令官であったハーン中將は、「安寧」(tai rom jen) 政策のもとに、安全の確保、公平、「闇の権力」(amunat mut) の排除、政治・経済的平等、官吏と住民関係の改善、などを促進した [Thailand 1982: 29, 38]。最近の各種政策についてはすでに述べたが、治安面でも、軍と警察および志願民兵 (Asa raksa dindaen)²⁸⁾ との協力関係を密にし、分離運動組織の軍事活動の沈静化をはかった。また投降した者を罪に問わず優遇したため、短期間に多くの者が投降した [Chaotai, June 16, 1983; Thailand 1984: Table 33]。²⁹⁾

さらに、第4軍管区司令官の任務は、分離運動組織およびマラヤ共産党問題に関するマレーシア関係当局との外交交渉にもおよぶ。分離運動組織もマラヤ共産党もともにタイ・マレーシア国境を自由に往来して、討伐の網を逃れるため、両国の協同作戦が必要となるためである。しかし、実際には両国の主張に

28) 南部国境県にかぎった制度ではないが、治安に問題のある県および郡に内務省管轄でそれぞれ数十人-200人程度の有給の民兵を置いている。国境県ではもちろんムスリムが多い [橋本調査]。

29) 投降者は武器などと交換に一時金を支給され、一定期間訓練を受けたのち帰還をゆるされる。また他所で農業を希望する者には土地が貸与される [橋本調査]。

は食い違いが生じている。タイ側が分離運動組織とともにマラヤ共産党ゲリラも攻撃しているのに対し、マレーシア側は民族・宗教・言語を同じくする前者は攻撃しないどころか、陰で援助さえしている、というのがタイ側の主張である [Han 1983: 218, 223-225]。もっともマレーシア側もタイ側のマラヤ共産党攻撃は手ぬるい、と主張している。

いずれにしても、80年以後の新しい国境県統合政策は、治安面においても一般行政面においても、その成果に対する評価は比較的高い。³⁰⁾ だが、「闇の権力」の問題を含む政治・経済的問題については、より詳しい検討が必要である。

(2) 政治・経済的背景

最近の分離運動が多少勢いを失ってきたとはいえ、政府に対するマレー・ムスリムの潜在的な不信感、不満はなお根強く存在し、なんらかの政治的きっかけによりいつでも爆発する危険性を常にはらんでいる。

そのよい例が1975年のパタニー事件であった。75年11月に海兵隊によるムスリム住民の殺害事件がきっかけとなり、12月パタニーにおいて大抗議集会が開かれた。さらにその集会に爆弾がなげこまれ多数の死傷者が出て、ムスリム住民は国境県全域から集まり最高7万人の大集会となった。当時のククリット首相に対し、殺害および爆弾事件に対する賠償、国境県地域に対する政策の変更などの要求がなされ、ムスリム県知事任命や官吏任命基準の厳格化をはじめとする政府側の譲歩により事件は一応収拾された [Arong 1976: 33-88]。

30) このことは、ひとつにはハーン司令官に対する評価が村落指導者レベルで比較的高いということ、いまひとつはプレム首相がこれまでの首相に比べて国境県問題をよく理解しているとみられている、ということからいえるよう〔橋本調査〕。

パタニー事件は、政府の行政や官吏および警察・軍に対するそれまで鬱積してきたムスリム住民の不満が殺害事件をきっかけに爆発したものである。そしてそれは、学生、農民を中心にあらゆる階層のムスリム住民をまきこみ、政府の不公平・差別に対する抗議行動にかれらを動員することになったのである。政府もこうした動きを無視できず、その後の新しい政策展開の契機となったのである。

では、このように政治問題に転化しやすいムスリム住民の抱く不信・不満とはいかなるものなのか。以下二つにわけて検討していこう。

第1は、教育政策に対するものである。これは、教育一般および言語教育をとおしたイスラームとその文化への介入、すなわち間接的な文化的同化政策に対する警戒である。それは、分離運動組織の攻撃目標が主に警察署とともに教育施設に向けられ、校舎への放火だけでなく教師の誘拐や殺害が頻繁におきていることからわかる [Surin 1985: 242]。³¹⁾

すでにみてきたように、マレー・ムスリムにとってマレーシア同胞との一体感の基盤は、宗教、文化、民族の共通性だけではなく、マレー語もその重要な要素となっている。したがってタイ語教育は、タイ国民としての意識を植えつけようとする同化政策の一環としてかれらはうけとる。タイ・ムスリムがタイ語を通じて同化されてしまっていると、かれらがみているのもこのためである。

タイ語および普通教育がよりよい職業機会と生活水準向上のために必要であるとしても、依然として若者の失業率は高く、人々を十分納得させるにいたっていない。それどこ

31) 1974-76年に教師24人が誘拐され、74-77年に小学校34校が放火された [Uthai 1978: 93-95]。このような危険があるため、山間部や僻地の学校への赴任を教師が嫌うので、そうした地域の小学校の教師はほとんど若い教師によって占められることになる〔橋本調査〕。

ろか、イスラーム教育機関としてのポーノの役割低下によって増加したマレーシアおよび中東への留学は、皮肉にも間接的に分離運動の指導者養成を促進することになってきたのである。

次に第2の問題は、政府の政策そのものだけでなくそれを実施し、直接住民と接触することになる官吏・警察に対する不信・不満である。

タイでは昔から住民は官吏・警察に不信感を抱きつづけてきたが、他の地域と違って国境県地域では、民族・宗教・言語が違うためこうした感情はより増幅されがちであり、相互不信に陥りやすく、その結果問題もより大きなかたちであられる。国境県に派遣される官吏の任命基準がこれまで頻繁に修正されているのも、官吏に問題があったことの裏返しとも解釈できよう。

またこのことは、各県イスラーム委員への調査によってもあきらかである。そのなかでは、国境県問題の原因は主として官吏（警察官を含む）にあることが指摘されている[Chakraphan 1980: 33]。たしかに最近では、国境県派遣の官吏はきびしく選ばれており、赴任前のセミナーも南部国境県行政センターにおいて実施されているが、まだまだ不十分である。³²⁾

さて、以上二つの原因を国境県問題のひとつの政治的側面とするなら、それと密接に結びついているのが経済的側面である。

南タイがゆたかであること、また密輸の大きなルートであることなどから、この地域は経済的利害関係が非常に錯綜した地域となっ

ている。ゴムなどの流通を握る中国系の有力商人、密輸（マレーシア、シンガポールへ——ゴム、米、砂糖、鉱物、ヘロイン等：タイへ——石油、武器、工業製品等）に関与する者、密輸を資金源とするプー・ラーイグループあるいは分離運動組織、さらに以上の利益グループ (klum phon prayot) と結託し「闇の権力」を行使する軍・警察・役人幹部の存在など、その関係はきわめて複雑である[Ruangyot 1980: 15-22; Thomas 1975: 11-15]。

しかしこれらのグループに対し、一般の農民は、これまで商人からはゴム生産者価格をおさえられ、官吏・警察からは不正と差別をうけ、またゴム園での農作業がプー・ラーイグループや分離運動組織の活動のため妨害される³³⁾など、経済的な利益をうけることは少なく、被害ばかりを被ることになる。こうしたことも、それらの問題を解決しえない政府に対する不満となっていくのである。

つまり、表面的には宗教・文化問題が争点とされがちな国境県問題も、このような政治・経済的な背景を十分理解していなければ問題の本質を見誤ることになるのである。

IV 統合と自治のはざま

南部国境県問題に対する一般の認識はまだまだ低い。タイ語有力紙であるサヤム・ラットでさえ、南部のムスリム人口を400万人としているほどである[Sayamrat. June 13, 1983]。

また、一般のタイ人は平気でケーク (Kha-ek)³⁴⁾・ムスリムなどというムスリムの人々

32) 地方官吏、とくに直接住民と接する機会の多い郡行政レベルでは、ムスリム官吏が増え、また仏教徒官吏についても地元出身者やマレー語の会話能力のある者が増加している。ただ意外なことは、県レベル採用のムスリム下級官吏のなかに、ムスリム住民に対し役人風をふかす者が比較的多いということである[橋本調査]。

33) これは、金品を要求されたり誘拐されることがあるばかりか、軍・警察からはグループの仲間とみられたり、また逆に警察のスパイとみられるなど、危険なため森へはいれない場合があるためである。

34) ケークはアラブ系、南アジア系、マレー系のひとびとをさす総称。

が嫌う呼びかたを使用するし、分離運動組織の過激な活動あるいはプー・ラーイのおこす事件のみをみて、国境県のムスリム住民全体が過激 (runraeng) で、荒っぽいという印象をもっている。実際の一般ムスリム農民は、清潔好きで宗教熱心で、なによりも平穏な生活を望む。その点では仏教徒農民と基本的にかわりない。

ところで、国境県問題についてのひとつの見方は少数民族 (chon klum noi) 問題だということである。しかし、これはあくまでも多数民族 (chon klum yai) からの見方である [Surin and Chaiwat 1984: 135-136]。他の少数民族 (中国人を除く、山岳少数民族等) と比較しても、マレー・ムスリムは人口が多く、特定の地域に集中し、少なくとも国境県では多数派である。しかも仏教徒タイ人とあきらかにことなる宗教・文化・言語をもち、それらが生活・思考様式に大きな影響を与えている。さらに、民族および文化圏をとともにするマレーシアと直接国境を接し、親族間の訪問、出稼ぎや留学などのために頻繁に往来している。かれらの意識のうえでは国境はないといってもよいかもしれない。それゆえかれらは、けっして自らを孤立した辺境地域の少数民族とは考えていないのである。山岳少数民族の場合は人口も少なく、独自の宗教、文化の影響も小さい。そして、政府による定住化促進、仏教僧の派遣、タイ語教育の普及による同化政策が実施されてきた [飯島 1971: 204-224]。しかし、国境県地域のムスリム住民にとっては、政治面での統合はともかく文化的な同化は到底うけいれがたいことである。

以上のようなタイ人一般のムスリムに対する無理解に関連して、タイ人 (政府側) のこれまでの国境県問題に関する視点を確認しておこう。

一般的な視点は、マレー・ムスリムはあく

までも少数民族であり、その存在が国家全体にとって「安全」なのか「危険」なのか、というものである。まず、国境県の農村部では言葉がほとんど通じず、「このことは国家の安全にとっては危険な問題」 [Winai 1980: 3] であり、また「良きムスリムに危険はない」 [Prasit 1966: 179] ということである。そこで、危険を除くためにはムスリムにタイ人としての自覚をもたせるということが必要になるのである。もちろんすべてのタイ人が以上のように考えているわけではない。ククリット元首相は、かれらはあくまでもマレー人でありタイ人ではないことを認識すべきであり、無理に同化するのはよくない、と述べている [Arong 1976: 163-164]。だがこれまではそのような見方は少数であった。

60年代からはじまった国家レベルでの経済社会開発の目的は、地域間の格差を是正し、国家の安全をはかることにあった。だが国境県では各種政策の実施がすすむにつれて、国家の「安全」とひきかえに、マレー・ムスリム社会のアイデンティティについての「安全感」 (khwam rusuk mankhong) は減少していく [Surin 1983: 114; Surin and Chaiwat 1984: 20-21]。入植開拓村による仏教徒の移住、宗教教育への介入と言語教育のおしつけ、経済の活発化とそれにともなう商品経済の拡大などのため、宗教や教育への政府の干渉だけでなく政治的・経済的不平等がひろがっている、とムスリム住民は考えるからである。分離運動が過激化してきたひとつの原因は、こうした有形・無形の脅威によってもたらされるムスリム側の精神および社会・経済両面にわたる「生活」に対する危機感にあるともいえよう。

国境県問題の主たる要因は、民族・宗教的対立とそれにともなう過激な活動とみられがちであるが、むしろこれまでみてきたように、政治・経済面の問題、すなわち社会的不平等

と貧困問題の方が直接的には比重は高いように思われる。この点は政府側、ムスリム側双方の専門家が認めるところでもある。

たとえば、内務省きっての国境県問題通のウタイ (Uthai・Hiranto) 氏は、「仏教徒とムスリム間の直接的な宗教を原因とした対立はないといえる……。あるのは政治・経済・社会・教育の問題である」(Uthai 1978: 145) とのべている。一方、タマサート大学のムスリム政治学者スリン (Surin・Pitsuwan) 氏は、もっとも重要な問題は、過激な活動をなくすことでも、また社会・政治の混乱をなくすことでもなく、根本的原因である社会・経済・政治の不平等をなくすことである [Surin 1980: 37-38]、としている。

マレー・ムスリムのなかにも分離運動を支持せず、領土分割に賛成しない者も多い [Phakkhini 1976: 129]。だがそのような人々も政府の扱いに満足しているわけではない。それどころか、政府が国境県のマレー・ムスリムをタイ国民として統合するからには、国民としての平等の保障を当然の権利としてもとめるのである。それは政治参加の拡大であり、経済面での平等である [Dunya 1980: 23-26]。

これまでみてきたように、政府はマレー・ムスリムの国家への統合に向けてさまざまな努力を続け、成果もあげている。しかし、政府側が努力すればするほど、ある種のもどかしさが増していることもまたたしかである [Surin and Chaiwat 1984: 15]。「我ら」(phuak rao) と「彼ら」(phuak khao) という意識 [Arong 1976: 19] はそう簡単に払拭されるものではない。そのことはこれまでの相互不信の歴史が裏づけている。スリン氏は、政府官吏のためのイスラームについての啓蒙書 [Chamluang *et al.* 1980] を“嘘 (kohok)”ときめつけている。国境県における宗教と文化についての記述が不正確だというのであ

る [Chaiwat and Surin 1983: 79]。全国で実施され成果もあがっている家族計画も国境県では、入植開拓村同様ムスリム人口比率低下のための策略と疑われる。ピブーンによる同化政策の実施、サリット以後の強引な教育政策などこれまで問題の多い統合政策が多かっただけに、マレー・ムスリムの疑いも無理ないことと思われるが、双方のイメージ・ギャップの大きさが統合問題をより複雑にしていることもまた事実である。

ムスリム国会議員のセニー (Seni・Madakakun) 氏は、以上のべてきたさまざまな問題、とくに政治・行政面の問題解決の基本策として、「分権」(kan krachai amunat) の必要を強調している [Seni 1980: 101-107]。また、国境県地域をタイ国の一部であることは否定しないが、地方政府 (ratthaban thongthin) やムスリム議会等を基礎とする統治の権利が必要であるという声もある [Dunya 1980: 26-27]。

もちろん、他の地域においても地方分権がまだまだかぎられているタイにあって、はたして南部国境県にのみ特別な分権ないし自治がゆるされるのか、ということとははなはだ疑問ではあるが、少なくともこのような自治への模索が、国民統合へのあらたな問いかけをおこなっていることはたしかであろう。

むすびにかえて

1961年からはじまる開発政策と並行して実施された南部国境県における統合政策は、1900年前後の統治改革、ピブーンによる文化的同化政策、戦後のイスラームの国家管理につづく、マレー・ムスリム統合へのあらたな、そしてもっとも広い範囲におよぶ画期的なところみであった。それは、単に経済開発による国境県地域の経済的統合だけでなく、国家行政改革によって中央集権体制に国境県をく

みこむ行政面での統合、さらに宗教や教育などムスリム住民の「生活」全般にかかわる文化的統合にまでおよんだ。いわばこれまでの統合プロセスの総仕上げともいえる積極的な政策であり、本格的な政治的統合を目ざすものであったといえよう。

ところがマレー・ムスリムは、タイ語教育を通じた文化・生活全般への仏教文化の浸透、ポーノ改革による宗教への介入、入植開拓村や家族計画によるムスリム人口比率の低下、さらに経済開発とそれにとまなう商品経済拡大による貧困および経済的不平等の増大など、こうしたさまざまな現象が政府の開発および統合政策の結果であると考えられるようになる。

その結果、60年代後半から軍事活動をとまなう組織的な分離運動が展開されていく。もちろんその組織基盤と活動目標は宗教・文化的な色あいをもつが、国家開発以前のいくたの反乱とはすでに活動の性格はことなっているといえよう。政治・経済問題がその重みを増し、国境県問題の多様化が進行していたからである。しかし、一般的にはなお宗教・文化的側面をより強調する傾向が強かった。ところがこの視点は、10.14政変以降の政治意識の高揚によるムスリム住民の政治参加と政治・経済的平等の要求拡大によって修正を余儀なくされる。つまり、宗教・文化的な問題と政治・経済的な問題とが相互に、しかも複合的に連関していることが理解されるようになってきたからである。また、73年以降の石油危機と分離運動支援をめぐる中東諸国との関係もこうした動きに微妙に作用した。

こうして政府の統合政策は、1980年前後からはより国境県の実状にそったきめこまかで、しかも柔軟な政策の立案と実施へと改められ、統合達成への手段がより多角化されていく。つまり、同化を前面におしださず、マレー・ムスリム固有のセンシティブな領域、

すなわちかれらの宗教と文化を尊重する姿勢をうちだしたのである。そして同時に、政治・経済問題解決を優先することによって、国境県における複雑な政治・経済状況が宗教・文化問題に転化することを防ごうとしているのである。

しかし、イスラームがムスリムの精神生活および社会生活すべてに深くかかわる宗教であること、またタイ社会においては仏教文化が支配的であることを考慮するなら、どのような慎重な方法を今後とっていくとしても、政府とマレー・ムスリム間の宗教・文化をめぐるあつれきは解消されることはないといえよう。その意味では、現在すすめられているタイ語教育の強化は、たとえそれが国境県の政治・経済問題を解決する重要な要素になるとしても、長期的にはマレー・ムスリムの「生活」に影響をおよぼしていくことはあきらかであり、そのことは、宗教・文化問題をふたたび顕在化させる危険を醸成することになりかねないのである。

参 考 文 献

- Arong Sutthasat. 1976. *Panha Khwam Khatyaeng nai si changwat phak tai*. Bangkok: Phithak-pracha.
- Chaiwat Sathaan; and Surin Pitsuwan. 1983. *Panha itsalam nai si changwat phak tai*. Bangkok: Thai Khadi Research Institute, Thammasat University.
- Chakraphan Wongburanawat. 1980. *Naeo thang Kaekhai panha nai changwat chaidae phak tai nai thasana khong kammakan itsalam pracham changwat*. Bangkok: Witthayalai kan pokkhong.
- Chaloem Makanawon. 1982. Thang doen Khong nakrian rongrian rat son satsana itsalam wanni. *Rusamilae* 6(1): 23-27.
- Chamluang Wuthichan. et al. eds. 1980. *Satsana lae watthanatham nai changwat chaidae phak tai*. Bangkok: Samnaklekhatikan nayokratthamontri.
- Dunya bin Akiro. 1980. *Mutsalim thai*. Bangkok: Samnakphim namyat.

- Forbes, Andrew D.W. 1982. Thailand's Muslim Minorities : Assimilation, Secession or Coexistence? *Asian Survey* 22(11): 1056-1073.
- Fraser, Thomas M., Jr. 1960. *Rusembilan: A Malay Fishing Village in Southern Thailand*. Ithaca, NY: Cornell Univ. Press.
- Han Linanon. 1983. *Maethap han phut*. Bangkok : Kasemkanphim.
- 飯島 茂. 1971. 『カレン族の社会・文化変容——タイ国における国民形成の底辺——』東京：創文社.
- Institute of Asian Studies. 1980. Kan aphiprai phak chao wan thi 29 phrutsachikayon 2523 (panha 3 changwat phak tai : kho thetching lae naeo thang kaekhai). *Asian Review* 2(1): 139-154.
- 石井米雄. 1975. 『上座部仏教の政治社会学——国教の構造——』東京：創文社.
- . 1977. 「タイ国における＜イスラームの擁護＞についての覚え書」『東南アジア研究』15(3):347-361.
- Kasem Rangsiyokrit. 1976. Itthiphon khong sat-sana itsalam to kan chatkan pokkhong changwat chaidan phak tai. M. A. Thesis, Thammasat University.
- Khachatphai Burutphat. 1976. *Thai Mutsalim*. Bangkok : Praepiththaya.
- Klum suksa panha phak tai. 1982. *Wikrittakan yang thai*. Bangkok : Phanthamitparithat.
- Likhit Dhiravegin. 1978. *Chon klum noi nai prathet thai*. Bangkok : Phraepiththaya.
- Manot Bunyanuwat. 1985. Khwam kaona thang kan suksa khong chao thai mutsalim changwat chaidan phak tai. *Rusamilae* 8(3): 13-22.
- Nantawan Haemindra. 1976. The Problem of the Thai-Muslims in the Four Southern Provinces of Thailand (Part One). *Journal of Southeast Asian Studies* 7(2): 197-225.
- . 1977. The Problem of the Thai-Muslims in the Four Southern Provinces of Thailand (Part Two). *Journal of Southeast Asian Studies* 8(1): 85-105.
- Nanthawan Phusawang. 1978. *Panha chao thai mutsalim nai si changwat phak tai*. Bangkok: Samakhom sangkhommasat haeng prathet thai.
- Phakkhini Premyothin. 1976. Krabuan kanborihan ratchakan suan phumiphak kap kan kae panha chon klum noi nai changwat chaidan phak tai. M. A. Thesis, Chulalongkorn University.
- Prasit Wetchasawan. 1966. Kan phatthana kan suksa phua buranaphap khong changwat chaidan phak tai. M. A. Thesis, National Institute of Development Administration.
- Ratanaphakdi, Phraya. 1966. *Prawat muang patani*.
- Ruangyot Chankhiri. 1980. *Sathanakan 3 changwat phak tai*. Bangkok : Wongpan.
- Saman Rangsiyokrit. 1967. Kan khaothung prachachon nai changwat chaidan phak tai. M. A. Thesis, National Institute of Development Administration.
- Seni Madakakun. 1980. Phawakan nai 3 changwat phak tai nai patchuban. *Asian Review* 2(1): 89-128.
- Suhrke, Astri. 1970-71. The Thai Muslim : Some Aspects of Minority Integration. *Pacific Affairs* 43(4): 531-547.
- Surin Pitsuwan. 1980. Phu nam khwam khatyaeng lae khwam runraeng : saphawakan nai changwat chaidan phak tai. *Asian Review* 2(1): 27-43.
- . 1982. *Issues Affecting Border Security between Malaysia and Thailand*. Bangkok : Thammasat University.
- . 1983. Nguankhai thang kan muang thi nam pai su kan lamoet sitthi manutsayachon nai changwat chaidan phak tai. *Warasan thammasat* 12(3): 108-128.
- . 1985. *Islam and Malay Nationalism : A Case Study of the Malay-Muslims of Southern Thailand*. Bangkok : Thai Khadi Research Institute, Thammasat University.
- Surin Pitsuwan; and Chaiwat Sathaan. 1984. *Si changwat phak tai kap panha sitthi manutsayachon*. Bangkok : Mahawithayalai thammasat lae munnithi khongkan tamra sangkhommasat lae manutsayasat.
- Teeuw, A.; and Wyatt, D. K. 1970. *Hikayat Patani —The Story of Patani* (2 Vols.) The Hague : Martinus Nijhoff.
- Tej Bunnag. 1977. *The Provincial Administration of Siam 1892-1925*. London : Oxford University.
- Thailand, Kong prasan ratchakan. n. d. *Khu mu nak suksa thai mutsalim changwat chaidan phak tai khong krasuang mahatthai*. Bangkok : Krom kan pokkhong.
- Thailand, Krom kan satsana. 1980. *Raingan kan satsana pracham pi 2523*. Bangkok : krasuang suksathikan.
- Thailand, Samnakngan changwat narathiwat. 1984. *Ekkasan prakop kan banyaisarup*. Narathiwat : Changwat narathiwat.

- Thailand, Samnakngan khanakammakan kan suksa haeng chat. 1983. *Raingan phon kan wichai khongkan wichai lae phaen phua phattana kan suksa changwat narathiwat*. Bangkok : Samnaknayokratthamontri.
- Thailand, Sun amnuai kan borihan changwat chaidaeen phak tai. 1982. *Kan sammana nak borihan nai changwat chaidaeen phak tai*. Yala.
- . 1985. *Sarup phon kan damnoen ngan pi* 2527. Yala.
- . 1986. *Ekkasan naenam changwat chaidaeen phak tai*. Yala.
- Thailand, Sun prasan ngan pokkhong Changwat chaidaeen phak tai. 1977. *Sathanaphap lae thasanakhati khong huana suan ratchakan pracham changwat amphoe lae palat amphoe nai changwat chaidaeen phak tai*. Bangkok : Krom kan pokkhong.
- Thanakhan haeng prathet thai. 1983. *Raingan phawa setthakit lae kan ngan phak tai pi* 2525. Bangkok.
- Thomas, Ladd. 1974. Bureaucratic Attitudes and Behavior as Obstacles to Political Integration of Thai Muslims. *Southeast Asia* 3(1): 545-566.
- . 1975. *Political Violence in the Muslim Provinces of Southern Thailand*. Singapore : Institute of Southeast Asian Studies.
- Uthai Hiranto. 1978. *Mutsalim nai prathet thai*. Bangkok : Odiansato.
- . 1980. Botbat khong kharatchakan suan phumiphak to panha 3 changwat chaidaeen phak tai. *Asian Review* 2(1): 61-76.
- , ed. 1981. *Phaendin thai: Changwat chaidaeen phak tai*. Bangkok : Krom kan pokkhong.
- Winai Khruwannaphat. 1980. *Thasanakhati khong khon thai nai si changwat chaidaeen phak tai thi mi to prathet sahaphan malesia*. Bangkok : Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- 矢野 暢. 1970. 「南タイ農民の村外居住体験について——タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ——」『東南アジア研究』 8 (2): 138-170.
- 新聞
- Chaotai*. June 16, 1983.
- Sayamrat*. December 21, 1982.
- . June 13, 1983.